

各事業のQ&A

※「事業概要等」に掲載のQ&Aも併せてご確認ください。

(各事業共通)

No.	質問	回答
1	事業計画を期限内に提出できない場合はどうなるのか	期限内に事業計画を提出できない場合は、支給対象外となります。
2	提出した事業計画どおり満額交付されるのか	厚労省において、各都道府県から提出された事業計画を基に内示が示される予定であり、予算上限を上回る事業計画の提出があった場合は、満額内示とならない場合があります。
3	提出した事業計画は必ず実施する必要があるか	基本的には事業計画どおり実施していただきたいと考えていますが、計画の実施について拘束されるものではありません。
4	事業計画提出後に変更または取り下げをしてもよいか	基本的には事業計画どおり実施していただきたいと考えています。※回答までの期限が短いこともあり、変更または取り下げが生じることもやむを得ないと考えています。
5	交付金はいつ支給されるのか	別添スケジュールのとおりです。厚労省からの交付決定後、準備が整った医療機関から順次交付を開始します。

(分娩取扱施設支援事業)

No.	質問	回答
1	令和6年度の途中で分娩取扱を止めた施設は対象となるか	令和6年度の途中で分娩取扱を止めた施設も対象となります。
2	令和7年度に新たに分娩を取り扱う施設は対象となるか	令和7年度に新たに分娩を取り扱う施設は対象外です。

(小児医療施設支援事業)

No.	質問	回答
1	対象となる施設のうち、「小児科を専門とする病院」はどのような病院か	「小児科を専門とする病院」は患者の8割以上が小児である病院であり、本県に該当する病院はないと考えています。

(地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設))

No.	質問	回答
1	支給対象に記載のある二次医療圏の定義は何か	山形県保健医療計画で定める二次保健医療圏です。

(地域連携周産期支援事業(産科施設))

No.	質問	回答
1	支給対象に「妊産婦の健康診査を実施すること」とある一方で、「産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい」とあり、妊婦健診のみを実施する施設も対象となるか。	妊婦検診のみを実施する施設も対象となります。
2	令和6年度の途中で妊婦検診を止めた施設は対象となるか	令和6年度の途中で妊婦検診を止めた施設を対象とするか厚労省において整理中です。
3	助産所は対象となるか	この事業に関しては助産所は対象外です。
4	施設整備と設備整備は、令和6年度中に行ったものが対象となるのか。	施設整備については令和6年度内に契約した工事(工事が令和7年度にまたがる場合も対象となる見込み)、設備整備については令和6年度内に購入した設備が対象となります。